

概要版

「人権文化」の息づくまち“あしかがし”を目指して 足利市人権教育・啓発推進行動計画 〔第4期計画〕



人権とは・・・

私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別などの違いを超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。人はみな、生まれながらにして、この権利を持っています。

足利市

基本的な考え方

行動計画策定の趣旨

足利市では、市民一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指して、人権問題を解決するための諸施策を推進してきました。

しかし、私たちの身の回りでは、依然として生まれや社会的身分による差別、人種・信条・性別による差別など、様々な人権侵害が発生しています。また、特定の国籍や民族を排斥する差別的言動、インターネット上での差別情報の掲示、犯罪被害者、えん罪被害者への人権侵害など新たな課題も発生しています。

こうした問題の解決を図るため、『足利市人権教育・啓発推進行動計画〔第4期計画〕』を策定しました。

人権教育・啓発の推進は、地方公共団体の責務です

平成12(2000)年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の第5条において、地方公共団体の責務を規定しています。

計画の基本理念と目標

○ 基本理念

人権の尊重が世界共通の行動基準とされていることを踏まえ、あらゆる場を通じて、市民がその発達段階に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指します。

○ 目標

『人権という普遍的文化』を構築するために、

- 1 市民一人ひとりが人権の大切さを認識する。
- 2 一人ひとりの違いを豊かさとして認め合う。
- 3 日常生活のさまざまな場面で実践に結びつける。

推進期間

平成28(2016)年度～平成37(2025)年度までの10か年

人権意識の高揚を図るための施策

1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

あらゆる場とは・・・

幼稚園・保育所(園)・認定こども園等
学校 家庭 地域社会

2. 企業・団体等の主体的な取り組みへの支援

支援とは・・・

企業等に対する啓発・研修活動の支援
企業内人権教育・啓発等に対する支援

3. 指導者の育成

目指す指導者とは・・・

日常生活での指導的立場で助言できる指導者
専門的な知識を持った人権研修や啓発を企画できる指導者

4. 人権に特に関係する職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

人権に特に関係する職業従事者とは・・・

市職員等 教職員
社会教育関係職員 消防職員
福祉関係者



人権に関する課題ごとの施策

1 同和問題	ア 人権を尊重する教育の推進 イ 市民意識の啓発推進 ウ 隣保館活動の推進 エ 企業等の啓発促進
2 女性	ア 男女(だれも)が対等なパートナーとして尊重し合い参画できるまちづくり イ ワーク・ライフ・バランスで多様な生き方の選択が可能なまちづくり ウ 男女(だれも)が健康に暮らせる安心・安全なまちづくり エ DV(配偶者等からの暴力)の根絶と被害者を守るまちづくり
3 子ども	ア 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 イ 子育て環境づくりの推進 ウ 児童虐待の防止対策の充実
4 高齢者	ア 高齢社会に対する教育と人づくり イ 社会参加活動の促進と就業機会の拡大 ウ 介護予防・自立支援と相談体制の整備 エ 介護サービスの基盤整備 オ 地域づくりの促進
5 障がい者	ア 特別支援教育の充実及び交流・ふれあいの促進 イ 自立と社会参加の促進 ウ 職業的自立の促進 エ 権利擁護の促進
6 外国人	ア 教育・啓発活動の推進 イ 在住外国人への支援
7 HIV感染者・ ハンセン病患者及び元患者	ア 教育・啓発活動の促進
8 インターネット	ア 教育・啓発活動の推進 イ 法務局との連携強化
9 様々な人権問題	ア 人権課題に則した教育・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌの人々 ・刑を終えて出所した人 ・性同一性障がい ・犯罪被害者等 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・大規模災害に関する人権問題 ・その他の課題(同性愛者や両性愛者、ホームレス、えん罪被害など)

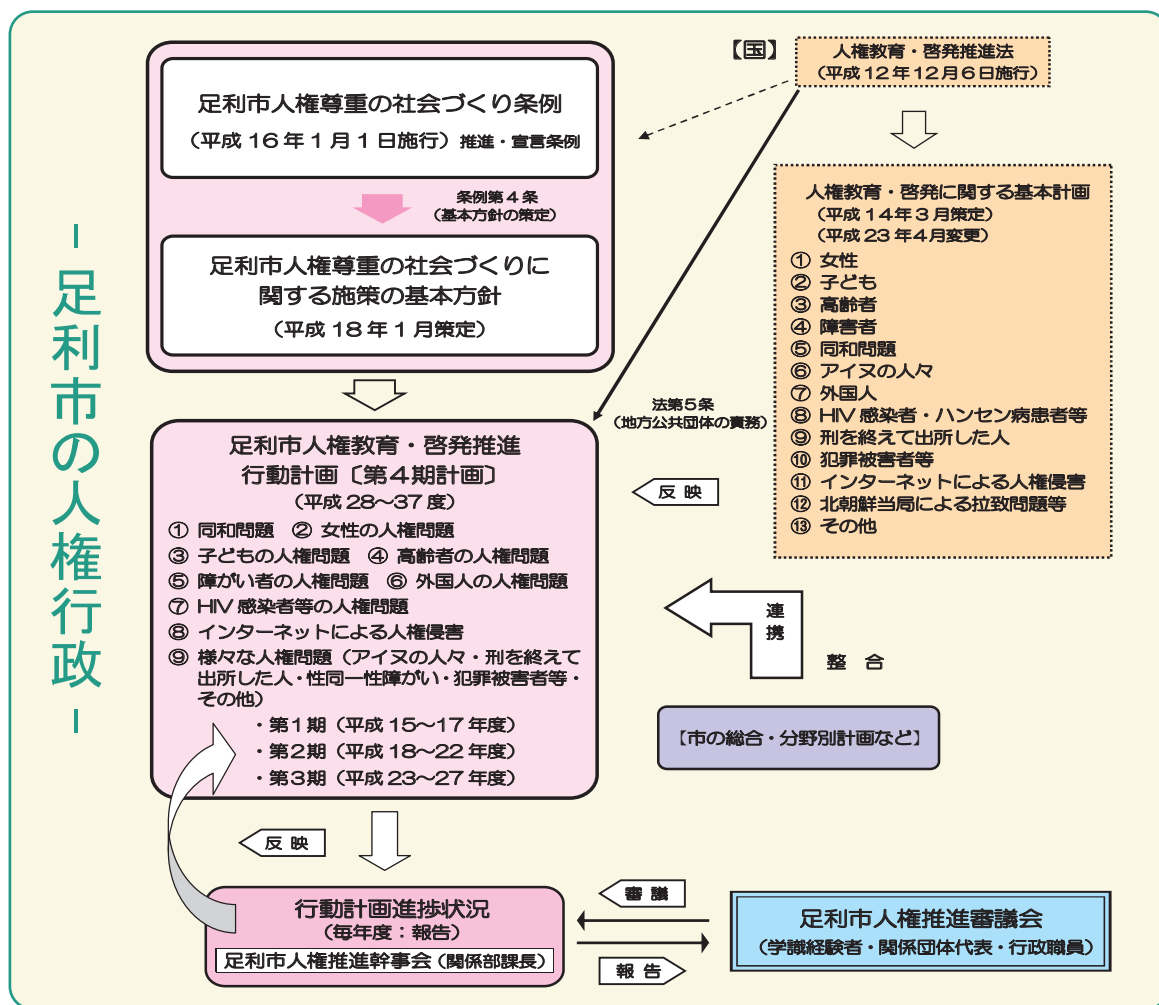
人権教育・啓発資料等の整備

対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の整備に努め、あらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

推進体制

行動計画の推進

この行動計画の実施にあたっては、人権教育及び人権啓発の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に設置した「足利市人権推進幹事会」を中心に、関係部課相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。



国、県、企業・団体等との連携

行動計画の推進にあたっては、国、県、企業・団体等との緊密な連携を図るように努めます。

また、行政の取り組みだけではなく、企業、団体等と連携・協力を図り、主体的な取り組みを支援します。

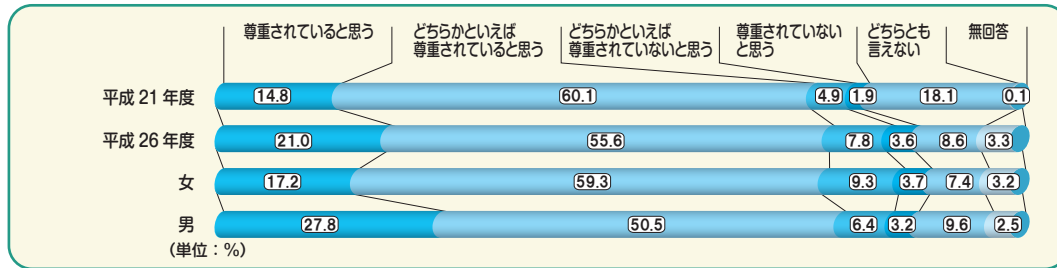
行動計画の進行管理と見直し

定期的に行進管理を行い、その結果を適切に公表し、施策の推進に反映します。

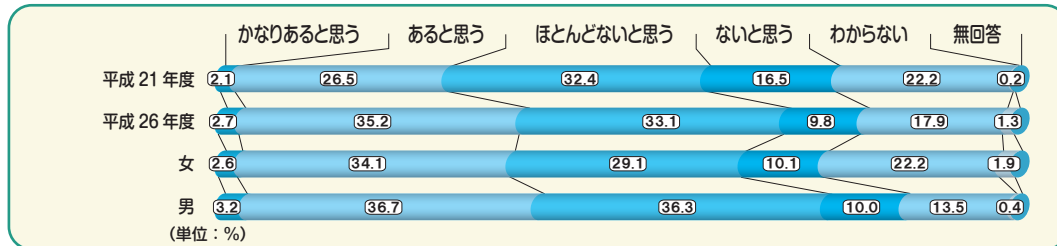
また、この行動計画は、新たな人権課題が国の基本計画に組み込まれるなど、国、県の動向及び社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直します。

☆ 人権・男女共同参画に関する市民調査結果 ☆

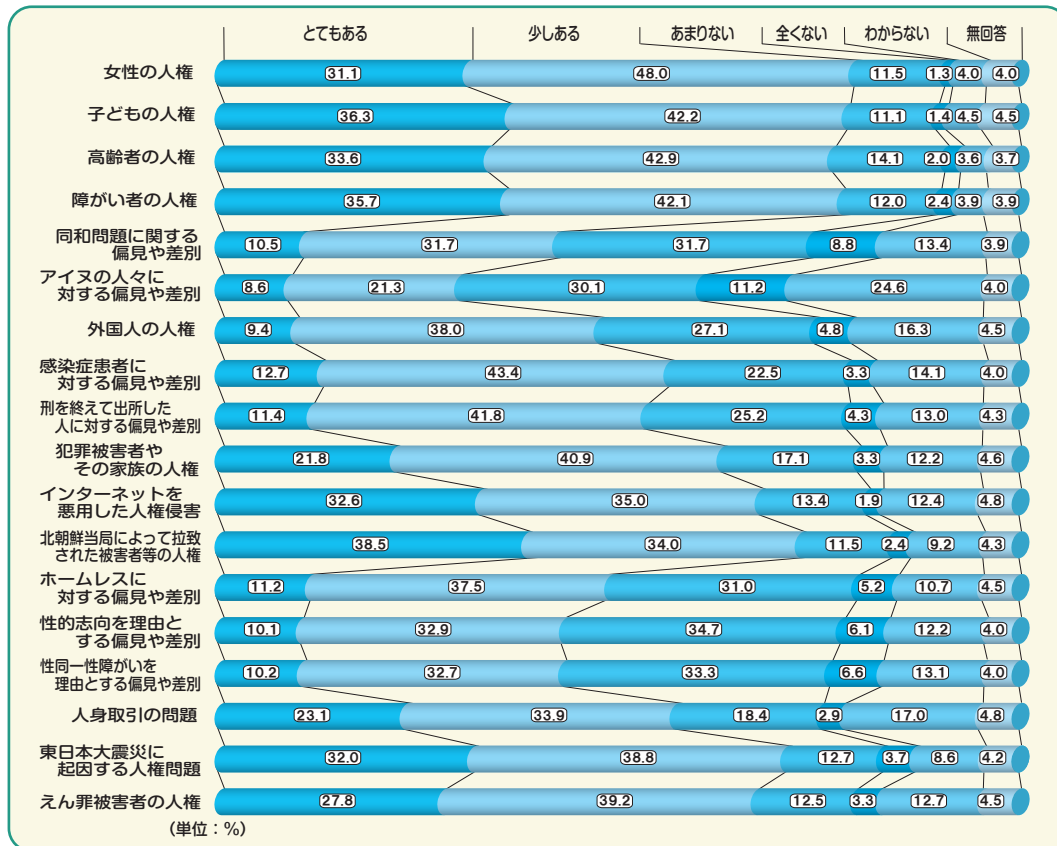
○ 今の日本は人権（人間が生まれながらにして持っている自由・平等に関する権利）が尊重されている国だと思いますか？



○ あなたは同和地区住民に対する差別が、今でもあると思いますか？



○ 様々な人権問題について、あなたはどの程度関心をお持ちですか？



※ 調査結果は、平成26年8月実施の「人権・男女共同参画についてのアンケート調査報告」より抜粋したものです。
 ※ 回答率については、項目ごとに計算(四捨五入)しているため、合計が100%にならないものもあります。

足利市 総務部 人権・男女共同参画課

〒326-0823

栃木県足利市朝倉町264番地 (足利市民プラザ 本館2階)

電話 0284-70-8600 F A X 0284-73-8066

E-mail jinken@city.ashikaga.lg.jp

